

特定非営利活動法人日本パーソナルカラー協会正会員規約

(正会員規約の適用)

- 第 1 条 特定非営利活動法人日本パーソナルカラー協会（以下「当協会」とする）は、定款第 2 章「会員」の定めるところにより、正会員が当協会の運営および事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にし、よって当協会の運営を円滑に行うために、本規約を定める。
- 2 当協会が随時施行する諸規程も、本規約の一部を構成する。
 - 3 入会と同時に本規約遵守を義務づけるものとする。

(正会員および種別)

- 第 2 条 本規約にて用いる会員とは以下に記述する正会員の総称とする。
- 2 正会員とは、当協会の目的に賛同し、第 3 条に定める入会金と年会費を納め、当協会に入会を認められた個人（一般・学生）の個人正会員と団体（法人・任意団体・公共団体）の法人正会員の二種をいい、特定非営利活動法上の社員で議決権を有するものとする。

(入会申し込み)

- 第 3 条 入会申し込みには、当協会が定める入会申請書に必要事項を記入提出し、以下の入会金と年会費を納めるものとする。
- (1)個人正会員 入会金 金 3 千円、 年会費 金 3 千円
 - (2)法人正会員 入会金 金 1 万円、 年会費 金 5 万円
2. 一旦納入された入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還されないものとする。

(入会の成立)

- 第 4 条 入会は、第 3 条に定める入会申し込みの手続きの完了を確認した後、当協会の理事長が承認することで成立する。

(入会の拒否)

- 第 5 条 当協会の理事長は、入会申込者が次の各項に該当する場合は、入会を認めない。
- (1)入会申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
 - (2)入会申込者が本規約に同意しない場合
 - (3)その他、前各号に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格の有効期間)

- 第 6 条 会員資格の有効期間は、当協会の事業年度（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日迄の 1 年間）とする。なお、年度途中の入会でも、有効期間は翌年 3 月 31 日迄とする。
- 2 会員資格の有効期間の起算日は、当協会が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とする。

(会員の権利・特典)

- 第 7 条 正会員は、総会における議決権を有し、一個人正会員・一法人正会員につき 1 議決とする。なお、正会員の種別により以下の各項に掲げる特典を有する。

(1)個人正会員の特典

- ①当協会の情報誌『JPCANEWS』を無料で送付する。
- ②当協会主催のセミナーや講座などに会員料金で参加できる。
- ③当協会及びパーソナルカラーに関する最新情報の配信を受けられる。

(2)法人正会員の特典

- ①当会員が主催する行事への当協会の後援名義申請ができる。
- ②当協会の情報誌『JPCANEWS』を無料で送付する。
- ③講演やセミナー等を、会員価格にて行う事ができる。
- ④学校法人及びそれに準ずる団体の当会員には、当協会名の慶弔の電報を申請できる。
また、祝花を年1回申請できる。

(会員資格の継承)

第 8 条 会員資格の継承は、その種別により以下とする。

- (1) 個人正会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われ、第三者への資格継承は出来ない。
- (2) 法人正会員が、合併などにより変更が生じた場合には、会員資格は継承できる。当該資格を継承した法人正会員は、速やかにその旨を書面にて当協会に届け出なければならない。
なお、第5条は本事項についても準用する。

(会員情報の変更)

第 9 条 会員は、入会申込書の内容について変更があったときは、速やかにその旨を当協会に届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員が、次の各項の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (2) 会員から退会の申し出があったとき。
- (3) 会費を年度末日まで滞納し、同年の総会までに納入されないとき。
- (4) 除名されたとき。

2 資格を喪失したときは、すでに納入済みの会費等の請求は出来ないものとする。

(除名)

第 11 条 当協会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、定款第 11 条により総会の議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 当協会に許可なく、当協会と競業する行為を行ったとき。
- (4) 当協会に許可なく、当協会の所有する商標権を侵害する行為を行ったとき。
- (5) 当協会に許可なく、当協会の所有する商標と類似の商標出願を行ったとき。

- (6) 当協会に無許可で、当協会の活動と関係ない独自の商業活動を会員向けに行ったとき。
- (7) 当協会に提出した入会申請書の情報に虚偽の内容があるとき。
- (8) 当協会又は当協会の利害関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実があるとき。
- (9) 当協会の事業活動を妨害する等により当協会の事業活動に悪影響を及ぼしたとき。
- (10) 当協会の会員に対して、連鎖販売取引等への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なったとき。
- (11) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (12) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（退会）

第 12 条 会員は、その退会の日から 1 ヶ月前までに退会の意志を届け出ること、任意に退会することができる。なお、退会した場合は、すでに納入済みの会費等の請求は出来ないものとする。

（会員資格の継続）

第 13 条 会員資格の有効期間が満了する前には、当協会の用いる方法により継続のための案内を会員に通知し、次年度分会費の納入が当協会に確認されることで会員資格が継続されるものとする。

（会員証の発行）

第 14 条 当協会は、新規に入会した会員に対し、会員の種別に応じて 1 枚の会員証を発行する。なお、会員証の有効期間等は以下とする。

- (1) 会員証の有効期間は会員資格の有効期間内とする。
- (2) 会員証は当該会員以外の者に使用許諾・貸与・譲渡・相続等をすることができない。
- (3) 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当協会に返却するものとする。

（損害賠償）

第 15 条 会員が本規約に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償する責を負うものとする。

- 2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

（会員規約の変更）

第 16 条 当協会は、本規約の条項で必要と判断されるものについては、業務運営委員会の審議と理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

- 2 本協会の理事会の議決により変更された本規約は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとする。

（附 則）

- 1. 本規約は、2023 年 12 月 21 日から改正施行するものとする。